I-2 生活衛生課

1 食品衛生

食品衛生法の規定により県が策定した「青森県食品衛生監視指導計画」に基づいて年間監視計画を立て、食品関係施設に対する衛生監視指導を行いました。(許可申請等に伴う調査を含む。) また、衛生講習会や広報活動を通じて食品衛生に関する情報提供を行い、事業者の衛生意識を向上させるとともに、県民への食品衛生思想の普及に努めました。

(1) 営業許可施設

令和3年6月1日から改正食品衛生法が完全施行され、新旧両制度による許可施設が並立しています。

ア 改正食品衛生法に基づく許可を要する営業施設

W W 15 17 V	営	業施設数	(所在地別)	許可加	施設数	廃業	監視指導	拿施設数
営業種目※	むつ市	下北郡	その他	計	継続	新規	施設数	文書	口頭
飲食店営業	240	75	9	324		129	14	172	72
飲食店営業(臨時)			118	118		64	-	18	70
調理の機能を有する自動販売 機	2	-		2		1	3	1	_
食肉販売業	17	4		21		6	1	17	1
魚介類販売業	35	13	1	49		17	3	30	4
魚介類販売業 (臨時)			4	4		1	-	1	-
魚介類競り売り営業	1	1		1		-	-	1	-
乳処理業	1	1		-		-	I	I	ı
食肉処理業	1	-	_	-		-	-	ı	-
菓子製造業	40	11		51		18	ı	46	1
アイスクリーム類製造業	2	1		2		1	l	2	1
乳製品製造業	1	-		-		-	-	ı	-
清涼飲料水製造業	1	1		2		1	-	2	-
食肉製品製造業	1	2		2		1	-	2	-
水産製品製造業	18	15		33		18	1	20	3
氷雪製造業	-	-		-		-	-	_	-
液卵製造業	1	-		1		-	-	2	_
食用油脂製造業	1	-		1		1	-	1	_
みそ又はしょうゆ製造業	2	-		2		2	-	2	-
酒類製造業	2	-		2		-	-	-	-
豆腐製造業	2	2		4		3	I	3	ı
麺類製造業	5	2		7		4	-	7	-
そうざい製造業	10	5		15		9	-	12	-
冷凍食品製造業	5	1		6		1	-	_	_
漬物製造業	2	3		5		-	-	2	-
密封包装食品製造業	2	3		5		1	-	7	_
食品の小分け業	2	-		2		1	-	-	-
(計) 令和5年度	389	138	132	659		279	22	348	151
令和4年度	244	92	64	400		239	5	211	63
令和3年度	109	43	15	167		167	-	168	10

[※] 令和5年度末現在において許可取得がなく、今後も申請される可能性の低い業種は省略した。

イ 旧食品衛生法に基づく許可を要する営業施設

₩ 4£ H.V.1	営	業施設数	(所在地別)	廃業	監視指導	拿施設数
営業種目※1	むつ市	下北郡	その他	計	施設数	文書	口頭
飲食店営業	361	151	6	518	150	106	156
飲食店営業 (臨時)			77	77	40	21	45
菓子製造業	41	17	2	60	25	25	3
乳処理業	1	_		1	_	3	-
乳製品製造業	1	_		1	_	3	-
魚介類販売業	33	25	3	61	27	20	5
魚介類販売業 (臨時)			10	10	3	-	-
魚介類競り売り営業	3	2		5	1	-	1
食品の冷凍又は冷蔵業	6	-		6	5	1	-
かん詰又はびん詰食品製造業	5	_		5	1	4	-
喫茶店営業	2	2	_	4	2	4	-
喫茶店営業(自販機)	12	1		13	6	1	1
あん類製造業	-	_		-	1	-	-
アイスクリーム類製造業	8	3		11	8	10	-
食肉処理業	-	-		-	1	-	-
食肉販売業	17	2		19	8	11	2
食肉製品製造業	ı	ı		ı	ı	-	-
食用油脂製造業	I	ı		I	1	-	-
みそ製造業	I	ı		I	2	-	-
しょうゆ製造業	-	1		1	1	-	-
ソース類製造業	3	ı		3	ı	2	1
酒類製造業	1	1		2	-	1	-
豆腐製造業	1	ı		1	2	-	-
めん類製造業	3	8		11	5	3	-
そうざい製造業	15	17		32	11	6	_
清涼飲料水製造業	3	1		4	_	3	
氷雪製造業	1	2		3	-	-	_
(計)令和5年度	517	233	98	848	298	224	214
令和4年度	696	267	139	1, 102	263	106	191
令和3年度	870	341	198	1, 409	400	186	142

※旧法における「魚介類販売業(包装食品のみ)、食肉販売業(包装食品のみ)、乳類販売業、氷雪販売業、 調理機能を有する自販機のうち一定の要件を満たすもの(自動洗浄・屋内設置)」は、改正法施行における営業届出施設に移行したため、含まれていない。

(2) 届出を要する食品関係営業施設

改正食品衛生法によって創設された制度であり、旧許可業種の一部のほか、許可を要さない 販売業・製造/加工業、行商及び集団給食施設などが対象です。

施設基準などの要件はありませんが、許可業種と同様に食品衛生責任者の設置やHACCP に沿った衛生管理が義務付けられています。

	·	営業種目	営	業施設数	(所在地別)	1	監視指導	拿施設数
	I	B 未 性 口	むつ市	下北郡	その他	計	文書	口頭
	魚介類販売	業(包装済みのみ販売)	61	19	_	80	12	-
旧許	食肉販売業	(包装済みのみ販売)	66	22	9	97	16	-
可	乳類販売業		126	47	4	177	35	2
可業種	氷雪販売業		-	1	_	1	-	-
	コップ式自!	動販売機(自動洗浄・屋内)	6	1	_	7	-	-
	弁当販売業		1	I	_	1	1	-
	野菜果物販	売業	13	2	-	15	8	2
	米穀類販売	業	2	-	-	2	_	-
販	通信販売・	訪問販売による販売業	-	2	-	2	_	-
販売業	コンビニエ	ンスストア	31	4	-	35	6	-
	百貨店・総	合スーパー	13	2	-	15	15	2
	自動販売機同	こよる販売業 (コップ式を除く)	25	2	-	27	1	-
	その他の食料	斗・飲料販売業	77	27	-	104	5	1
	コーヒー製造	造・加工業	-	-	-	1	_	-
	農産保存食料	斗品製造・加工業	1	1	-	2	_	-
製造	調味料製造	・加工業	-	-	-	1	_	-
•	精穀・製粉	業	-	-	-	1	_	-
加	製茶業		-	1	-	1	_	-
工業	海藻製造·	加工業	2	9	-	11	_	-
	卵選別包装	業	1	-	-	1	2	-
	その他の食	料品製造・加工業	5	3	_	8	1	-
	行帝	魚介類	-	1	_	1	-	-
	行商	アイスクリーム類	_	I	_	-	_	-
		学校	17	1		18	15	-
上	供団伙A	病院・診療所	1	1		2	1	-
上記以外	集団給食 施設	事業所	4	I		4	4	-
外	加西文	その他	37	4		41	47	-
		(小計)	59	6		65	67	_
	露店•仮設	店舗等(営業以外)			-	-	-	-
	その他		1	-	-	1	_	_
		(計) 令和5年度	490	150	13	653	169	7
		令和4年度	502	168	16	683	58	126
		令和3年度	459	146	10	615	113	47

(3) 収去検査

食品の安全性確保を目的として、県内に流通する食品や広域に流通される県産食品等を対象とする収去検査を行いました。

検査の結果、定められた基準等を違反又は逸脱していた場合(不適合)は、原因を調査し、 製造者等関係事業者に対して再発防止に関する指導と改善確認を行っています。

令和5年度の検査では、いずれの検体も基準等に適合していました。

	検査内容	ħ	食体数	ά		微生	生物学	全的検	査			珥	化学	的検	査	
	対象食品		実数))		適合		7	不適合	Ţ		適合		7	不適合	ì
3	対象食品		R4	R3	R5	R4	R3	R5	R4	R3	R5	R4	R3	R5	R4	R3
魚	介類	5	4	4	3	2	2	-	-	-	2	2	2	-	-	-
冷	無加熱摂取	-	_	-	-	_	_	-	_	_	-	_	_	-	_	-
凍	加熱後摂取(凍結直前加熱)	1	1	-	1	1	_	_	_	_	-	_	-	-	_	_
食	加熱後摂取(凍結直前未加熱)	1	1	1	1	1	1	1	-	-	1	1	1	1	1	-
品	生食用冷凍鮮魚介類	-	_	-	-	_	_	-	_	_	-	_	_	-	-	-
魚	· 介類加工品	3	1	4	1	1	_	-	-	-	3	1	4	ı	1	_
肉具	卵類・加工品	6	5	5	2	1	1	-	1	I	5	4	5	I	I	-
乳		1	2	2	-	1	1	1	-	-	1	3	3	1	1	-
乳	製品	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
乳	類加工品	1	1	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-
アー	イスクリーム類、氷菓	1	1	1	1	1	1	1	-	-	1	1	1	1	1	-
穀	頃・加工品	2	3	-	-	1	1	1	-	-	2	3	1	1	1	-
野	菜類・果物・加工品	14	4	10	-	1	4	1	-	-	14	4	6	1	1	-
菓	子類	6	4	5	-	1	1	1	-	-	6	4	4	1	1	-
清洁	京飲料水	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	I	I	-
酒料	精飲料	1	1	-	-	-	-	1	I	I	1	-	1	I	I	-
氷*	彰 目	1	1	-	-	1	-	1	I	I	1	-	1	I	I	-
水		1	-	1	-	-	-	1	I	I	1	-	1	I	1	_
カン	ん詰・びん詰食品	2	5	1	1	1	1	ı	ı	ı	1	4	1	ı	ı	-
そ(の他の食品	3	-	6	1	_	5	-	_	_	2	_	1	-	-	-
添	加物・製剤	1	-	-	-	-	-	-	1	ı	-	-	_	-	-	-
器	具・容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
お	もちゃ	_	_	-	_	_	_	_	I	I	-	_	_	1	-	-
	計	46	33	39	13	11	17	_	_	_	35	26	25	-	_	-

(4) 不良食品等の発生状況

不良食品等が発生した場合は、原因を調査し、営業者に対して再発防止に関する指導を行い、必要に応じて回収命令等の行政措置を講じています。

		発生件数	発	見経	路		見 所		月	į E	因				措	置		
	区分	件数	保健所等(監	営業者からの	消費者からの	県内	県外	表示不適	規格基準逸服	售の	カビ・異物混	変敗・その他	営業禁止・停	整備改善等	物品回収・感	その他助言・	自主回収等	他公所(他是
	食品名		(監視・収去)	6届出	らの情報提供				微生物	理化学	此入	1112	上		廃棄	指導等		(他県含む) に移送
	菓子類	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-
	乳・乳製品	1	ı	ı	-	ı	ı	ı	ı	ı	-	-	-	ı	_	ı	ı	-
	肉卵類・加工品	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
食	魚介類・加工品	-	-	-	_	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	_	-	-	-
品	清涼飲料水	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	めん類	-	-	-	_	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	_	-	-	-
	そうざい・半製品	1	ı	1	-	1	ı	ı	ı	ı	-	1	-	ı	_	1	ı	-
	その他の食品	2	_	1	2	2	_	_	_	_	2	_	-	_	-	2	_	-
器	具・容器包装	1	-	ı	-	-	-	-	-	ı	-	-	-	-	-	-	ı	-
	(計) 令和5年度	4	-	2	2	4	-	1	-	-	2	1	-	-	_	3	1	_
	令和4年度	1	1	_		ı	1	1	_	1	-	1	1	1	1	_	_	_
	令和3年度	8	1	3	4	6	2	4	_	_	4	_	_	_	_	6	2	_

(5) 食中毒の発生状況

食中毒(疑いを含む)発生時には、「青森県食中毒対策要綱」に基づいて迅速に調査を行い、適切に原因を究明した上で被害拡大防止対策を実施しています。

令和5年度における食中毒事件は、0件でした。

年 度	発生件数	患者数(名)	原因食品	病因物質
令和5年度	-	_	-	-
令和4年度	-	_	-	-
令和3年度	1	9	弁当	ノロウイルス(GⅡ)

(6) 行政処分等の状況

		処分件数		違	[反内	容				処分	件数		
É	年 度		異物	法定外添加物	規格基準	表示	その他(食中毒等)	営業許可取消命令	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品廃棄命令	その他
施	改正法許可施設	-	_	_	-	1	-	1	-	1	-	-	_
	旧法許可施設	-	-	_	-	_	-	_	_	-	-	-	-
設	届出施設	-	-	-	-	1	-	I	I	1	-	-	-
	(計) 令和5年度	_	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	_
	令和4年度	_	-	-	-	ı	-	I	-	I	-	-	_
	令和3年度	1	-	-	_	_	1	_	_	1	_	_	_

(7) 衛生講習会等の実施状況

年間を通じて食品衛生責任者講習会(主催:一般社団法人青森県食品衛生協会)に講師を派遣しているほか、随時、食品加工事業者等を対象とした食品衛生講習会を実施しています。 また、衛生管理・表示に係る相談や資料の提供についても積極的に対応しています。

No.	開催月日	内 容	受講者数	対 象
1	令和5年5月22日	HACCP による衛生管理(むつ 市料理飲食店組合)	22	飲食店営業者
2	令和5年5月25日	食品衛生責任者養成講習会	24	食品衛生責任者
3	令和5年6月12日	食品衛生責任者実務講習会	61	食品衛生責任者
4	令和5年7月4日	令和5年度青森県食品衛生推 進員講習会	6	食品衛生推進員
5	令和5年7月24日	食品表示研修会(しもきたマ ルシェの会会員)	7	農林漁業者、加工品販 売業者
6	令和5年7月24日	しもきた Summer Water Festival2023 説明会	20	露天商、移動販売車営 業者
7	令和5年7月27日	食品衛生責任者養成講習会	20	食品衛生責任者
8	令和5年8月2日	コロナ後の変化に合わせた衛 生管理や栄養、食育について 学ぶ(青森県保育連合会むつ 支部)	22	保育園栄養士等
9	令和5年8月31日	食生活改善推進員養成講習会	11	食生活改善推進員
10	令和5年9月7日	食品衛生責任者実務講習会	50	食品衛生責任者
11	令和5年10月12日	食品衛生責任者養成講習会	23	食品衛生責任者
12	令和5年11月13日	食品衛生責任者実務講習会	26	食品衛生責任者

13	令和5年11月13日	食中毒から学ぶ衛生対策(む つ市料理飲食店組合)	14	飲食店営業者
14	令和5年11月16日	ノロウイルス食中毒予防講習 会	35	旅館業、弁当製造業者 等
15	令和5年12月5日	食品衛生責任者養成講習会	26	食品衛生責任者
16	令和6年2月27日	食品衛生責任者実務講習会	26	食品衛生責任者
17	令和6年3月7日	食品衛生責任者養成講習会	26	食品衛生責任者
18	令和6年3月21日	水産関係者向け HACCP 講習会	19	水産関係事業者
		計	438	

2 生活衛生

県民の日常生活と密接にかかわる理容・美容所や公衆浴場などの生活衛生関係営業における 衛生水準の維持向上を図るため、県の方針に基づいて年間監視計画を立て、関係施設に対する 衛生監視指導を行いました。(許可申請等に伴う調査を含む。)

また、水道関連施設の適正管理や建築物の衛生確保に関する指導、温泉の利用許可に係る事務や温泉利用施設での硫化水素による事故防止に関する指導等を行いました。

(1) 営業許可施設等

ア 営業施設数

施設区分	理	美	2 <u>(</u>		旅	館		1	公衆浴場	<u>=</u>	興
WEBX ESS	容	容	/リーニ(取次所	旅ホ	簡	下		_	そ		行 場
	所	所	ン ヺ 掲	テ 館	易宿		計		Ø	計	(常設)
市町村	,,,		所)	* ル	所	宿		般	他		<u>(</u>)
むっ市	92	142	23 (8)	36	19	-	55	10	9	19	2
大 間 町	11	11	2(0)	14	3	2	19	1	1	2	1
東通村	6	7	-	12	2	-	14	2	-	2	-
風間浦村	6	4	_	12	4	-	16	2	-	2	_
佐 井 村	1	4	-	5	4	-	9	-	-	-	1
(計) 令和5年度	116	168	25 (8)	79	32	2	113	15	10	25	4
令和4年度	117	167	28 (7)	80	33	2	115	15	10	25	4
令和3年度	119	173	28 (8)	82	33	2	117	16	9	25	4

イ 許可等の状況

		理	美	ク(旅	館		1	象浴場	可	興
施設	设区分	垤	天	リ取	旅ホ	簡	下		_	そ		哭
		容	容	次所再	テ	易		計		Ø	計	行
		所	所	ガーカーグース	館	宿		μl		V	μl	場
許可年度	等	// 1	// 1	所	・ル	所	宿		般	他		****
許可	R5	3	4	1(0)	ı	1	1	1	-	1	1	_
(確認)	R4	ı	2	1(0)	l	ı	ı		-	1	1	_
(小田 中心)	R3	ı	6	-	2	1	ı	3	-	1	1	_
	R5	4	3	4(0)	1	2	-	3	-	1	1	_
廃止	R4	2	8	1(0)	2	ı	-	2	1	_	1	_
	R3	1	5	_	2	2		4				1

ウ 監視・指導状況

施設区分	理	美	ク リ 取		旅	館※		公	衆浴場	*	興
MERKEN	容所	容所	リーニング 所取次所再掲)	旅 ・ ・ が が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が ・ が 。 が 。 が 。 が 。 が 。 が 。 が 。 が 。 が 。 が 。 が が	簡易宿所	下宿	≕	一般	その他	<u> </u>	行場場
令和5年度	36	49	9(3)	42	9	-	51	19	7	26	2
令和4年度	40	53	11 (3)	30	7	1	38	13	3	16	2
令和3年度	35	52	9(2)	24	13	_	37	7	3	10	_

[※] 旅館・公衆浴場においては、「青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例」に 基づく指導も併せて実施している。

(2) 水道及び飲料水

飲料水の衛生確保を図るため、水道法、青森県小規模水道規制条例及び青森県飲用井戸等対 策要領に基づく関連施設への立入等を実施し、水質検査実施の徹底など適切な維持管理につい て指導を行いました。

飲用井戸については、市町村の協力も得ながら施設の実態把握に努めています。

なお、一部の事務については、市町村に権限移譲されています。(専用水道及び簡易専用水道: むつ市と東通村、飲用井戸及び小規模貯水槽水道:むつ市、小規模水道:東通村)

<水道関連施設の設置状況>

区分	上	簡	専	小規	飲用	井戸	簡易	水小規	
	水	易 水	用水	模水	1	業務用	簡易専用水道	水規模貯力	計
市町村	道	道	道	道	般	角	が道	水道槽	
むっ市	1	_	\circ	9	\circ	\circ	\circ	\circ	10
大 間 町	1	1	_	_	11	5	7	4	28
東通村	1	_	0	0	_	8	0	5	14
風間浦村	ı	1	ı	ı	6	2	3	1	13
佐 井 村	1	1	ı	ı	11	1	1	5	19
(計)令和5年度	3	2	ı	9	28	16	11	15	84
令和4年度	3	2	ı	9	28	16	12	14	84
令和3年度	3	2	-	9	24	16	12	14	80

○:権限移譲されたもの

(3) 建築物の衛生

特定の用途で多数の人が使用・利用する一定以上の規模を有する「特定建築物」について、 届出の徹底や維持管理基準の遵守を指導し、衛生的環境の確保を図っています。

また、建築物の衛生確保に係る清掃業等8業種について、登録事務のほか、衛生的な作業や 機械器具の維持管理に関する指導を行い、事業者の資質向上を図っています。

ア 特定建築物施設数 (監視件数再掲)

種 別 市町村	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
むっ市	2(2)	1	3	3	-	6(1)	1(1)	16(4)
大 間 町	1	-	-	3(3)	-	-	-	4(3)
東 通 村	_	ı	ı	3	_	ı	1	3
風間浦村	-	I	I	-	-	ı	ı	I
佐 井 村	-	I	I	_	-	١	1	1
(計) 令和5年度	3(2)	1	3	9(3)	-	6(1)	2(1)	24(7)
令和4年度	3(1)	1(1)	3	9	_	6(3)	2(1)	24(6)
令和3年度	3	1	3(3)	9(1)	_	6(2)	2	24(6)

イ 建築物衛生に係る登録営業所数 (監視件数再掲)

種別年度	清掃業	空 気 環 境 測定業	空 調和用 ダクト 清掃業	飲料水 水 質 検査業	飲料水貯水槽清掃業	排水管清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	環境衛 生総合 管理業	計
R5	5	2	_	-	5(1)	3	-	1	16(1)
R4	5	2	_	-	5(1)	3(1)	_	1	16(2)
R3	5	2(1)	_	ı	5(1)	3	1	1	16(2)

(4) プール等設置状況

遊泳用プールについて、衛生水準の確保に加え、安全確保に関する指導を行っています。 「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく施設については、許認可や立入検査を所管する市町 村から情報を収集し、災害発生時には被害状況を確認しています。

種別市町村	遊泳用プール (学校等除く)	墓地	納 骨 堂	火 葬 場
むっ市	3	97	3	4
大 間 町	1	6	_	1
東 通 村	ı	28	_	1
風間浦村	-	6	_	_
佐 井 村	ı	13	1	1
(計) 令和5年度	4	150	4	7
令和4年度	4	150	4	7
令和3年度	4	150	4	7

(5) 化製場

化製場等に関する法律に基づく施設の許可事務(一部は市町村に権限移譲)と立入検査を行い、構造設備や衛生的な措置の実施状況を確認しています。管内では、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の計4か所に設置されています。いずれも法第8条に規定する施設であり、魚介類等に由来する原料を用いて肥料又は飼料を製造しています。

(6) 温泉利用施設等

温泉法に基づき、温泉利用許可や成分等掲示届出等に係る事務のほか、源泉や温泉利用施設への立入検査を実施し、硫化水素による事故防止等について指導を行っています。

ア 温泉 (源泉) 及び利用施設等の監視指導状況

区分	源	泉	利用				
	掘さく・ 動力装置等	その他	施設	浴用	その他		
令和5年度	1	4	31	76	-		
令和4年度	3	2	11	38	_		
令和3年度	_	1	21	46	-		

イ 温泉 (源泉) 及び許可申請の状況

	\ 区分	温	主な許可申請※							
市町村	年度	泉数	掘削	増掘	動力装置	採 取	利用許可	利用許可 地位承継 承認		
	R5	49	-	-	-	-	-	-		
むっ市	R4	49	_	_	_	_	_	1		
	R3	49	1	-	-	_	_	-		
	R5	1	-	-	-	-	-	-		
大間町	R4	1	_	_	-	_	_	_		
	R3	1	_	_	_	_	_	-		
	R5	2	-	-	-	-	-	-		
東 通 村	R4	2	1	_	_	-	_	_		
	R3	2	_	_	_	_	_	_		
	R5	15	-	-	_	-	-	-		
風間浦村	R4	15	_	_	_	-	1	1		
	R3	15	_	_	_	_	_	_		
	R5	3	-	-	-	ı	-	-		
佐 井 村	R4	3	_	_	-	_	_	_		
	R3	3	_	_	_	_	_	_		
	R5	70	-	-	-	-	-	_		
総計	R4	70	_	_	_	_	1	2		
	R3	70	1	-	_	-	-	_		

[※] 当所を経由して自然保護課に進達・副申するものを含む。